

## 別記 4

### 非木造建物〔 〕調査積算要領

#### 要領本文

別添 1 非木造建物〔 〕図面作成基準

別添 2 非木造建物〔 〕数量計測基準

別添 3 非木造建物〔 〕工事内訳明細書式

## 非木造建物〔 〕調査積算要領

### （総 則）

第1条 この要領は、用地調査等業務委託共通仕様書第61条、第72条及び第83条に規定する非木造建物〔 〕の調査積算要領（以下「要領」という。）である。

### （用語の定義）

第2条 この要領においては「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。

3 この要領において「細目」とは、非木造建物〔 〕工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。

4 この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。

5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

### （調 査）

第3条 非木造建物〔 〕の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数及び管理状況等建築費が算出できるための調査を行うものとする。

### （既存図の利用）

第4条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

### （不可視部分の調査）

第5条 不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不用とする。

2 前項の調査において当該建物に既存図がない場合、又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

### （構造計算）

第6条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。

### （補償金積算に必要な図面の作成）

第7条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1 非木造建物〔 〕図面作成基準に基づき作成するものとする。

(数量の計測・計算)

第8条 細目の数量は原則として当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2 非木造建物〔 〕数量計測基準によるものとする。

(内訳書の表示)

第9条 積算結果を表示する内訳書は、別添3 非木造建物〔 〕工事内訳明細書式によるものとする。

(単 価 等)

第10条 補償金の積算に用いる単価は、損失補償算定標準書の「非木造建物〔 〕補償標準単価表」によるものとし、損失補償算定標準書にないものについては、次の各号の順位により算定することができるものとする。

- 一 「月刊建設物価」( (財)建設物価調査会 )。
- 二 「月刊積算資料」( (財)経済調査会 )。
- 三 積算ポケット手帳による細目種別における資材単価。
- 四 専門業者による見積(項目別に積算内訳が判明できるもの)。